

「一般海域における占用公募制度の運用指針 (改訂案)」のパブコメ結果

2026年7月14日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

運用指針（改訂案）のパブコメ結果及び本日御議論いただきたい事項

- 第1ラウンドの事業撤退の要因分析を踏まえ、黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため、今後の公募制度の見直しについて取りまとめを行ったところ。
- その後、見直し内容を盛り込んだ「一般海域における占用公募制度の運用指針」について、広く国民の皆様から意見を募集（2026年1月22日～2月22日にてパブリックコメントを実施）し、74者から301件の御意見を頂き、2026年6月5日に回答とともに公表したところ。
- 頂いた御意見について、より精緻な事業実現性の採点に関する意見が最も多く、次いで想定供給価格幅の設定に関するものが多かった。より精緻な事業実現性の採点に関しては、高度な基準（チェック項目）の具体的な内容や公表に関する意見が主であった。

運用指針（改訂案）のパブコメ結果概要について

主な意見項目	件数	主な意見
I. 事業実現性評価 点の配点の見直し	3	- 電力安定供給・サプライチェーン形成の項目に対する配点（25点）は過大で、実現可能性よりも「見栄えの良い提案」が相対的に有利となるおそれがある点が懸念。 - 供給価格の評価と事業実現性に関する要素の評価の配点について「当面は、1:1とする」とあるが、その趣旨や目的を明記すべき。
II. より精緻な事業 実現性の採点	101	「高度な基準」にはどのような内容が想定されているのか。 - 個別のチェック項目は、公募占用指針において詳細に開示いただきたい。 - チェック項目の中身は、各海域で変わるのか。 - 第三者委員会の助言について、評価の公平性はどのように担保されるのか事前に開示いただきたい。
III. 迅速性の配点の 引下げとスケジュール の柔軟性の確保	32	「適切な予備期間」について、明確な定義、あるいは詳細な説明を記載していただきたい。 - 事業計画の迅速性評価の対象は、予備期間を含めての評価となるのか。 「適切な予備期間」を活用した場合の計画の変更の要否、罰則適用の有無等事業者が必要となる事項については、公募占用指針だけではなく、本運用指針において明確に記載すべき。
IV. 適切な供給価格 での入札がされるた めの価格点の設計	34	- 想定供給価格幅を提示する際には、その算定根拠も併せて公募占用指針に明記されたい。 - 上限価格および「想定供給価格幅」の設定においては、産業界と密に意見交換を積み重ねていただきたい。 - 想定供給価格幅の設定にあたっては、事業者に過度にリスクをとらせて創意工夫を促すことを想定するべきではなく、足元の事業環境を適切に考慮する必要がある。
V. 落札制限の適用	2	- 落札制限の適用については、各海域毎の公募占用指針にて明記されるとの理解で良いか。 - 落札後の将来的な持ち分売却やコンソーシアム間の再編などによる1GWルールへの抵触の可能性についてどのような制限を受けるのか記載いただきたい。
VI. 選定事業者が撤 退した際のルール設 定	21	- 将来のどの占用公募に参加できなくなるのか明確にすべき。 - 参加資格停止の範囲は、取消しとなった事業者だけでなく、親会社、当該親会社の子会社（兄弟会社）、当該事業者の子会社等も含むべき。 - 選定事業者が撤退した際の、保有データの扱いについて指針上に明記いただきたい。
その他	108	- 地盤条件の相違によって基礎の大型化や基礎工事の施工方法の変更が生じる場合、公募占用計画の変更を認めるようにすべき。 - 当該選定事業者が支払うこととなるJOGMECからの請求金額は公募占用指針内に記載いただきたい。 - 領海における洋上風力においても、EEZの浮体式洋上風力の方針と同様に、二段階入札を取り入れるべき。